

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	うるま市 軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、毎年4月1日において、市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対し、軽自動車税を賦課する。また納税義務者が身体障害者手帳の交付を受けている者等である場合については、当該納税義務者からの減免申請に基づき、減免について審査、決定を行う。
③システムの名称	Acrocity標準仕様対応版、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第16項→行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項に規定する別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 なし ・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市 総務部 総務政策課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市 財務部 市民税課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-5382
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムにアクセスが可能な職員は、パスワードと静脈認証により限定しているため、情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項、第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項	事後	記載誤り
平成30年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価見直し
平成30年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	I 5②. 所属長	総務部市民税課 課長 新里禎規	総務部市民税課 市民税課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和3年6月17日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月17日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月17日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月17日	I 5①. 部署	総務部市民税課	財務部市民税課	事後	組織改編に伴う変更
令和4年6月17日	I 8. 連絡先	うるま市役所 総務部 市民税課	うるま市役所 財務部 市民税課	事後	組織改編に伴う変更
令和5年6月16日	I 7. 請求先	うるま市役所 総務部 総務課	うるま市 総務部 総務政策課	事後	組織改編に伴う変更
令和6年12月25日	I 1③システムの名称	Acrocity 軽自動車税、番号連携サーバー、中間サーバー	Acrocity標準仕様対応版、番号連携サーバー、中間サーバー	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	I 3法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項に規定する別表の24の項	事後	法改正
令和6年12月25日	I 4法令上の根拠	・番号法第19条第78号及び別表第二第27項(照会)/※別表第二における情報提供の根拠については無し。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	・情報提供の根拠なし ・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事前	法改正
令和6年12月25日	IV リスク対策	無し	新設「8.人手を介在させる作業」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月25日	IV リスク対策	無し	新設「11.最も優先度が高いと考えられる対策業」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和7年3月7日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価見直し
令和7年3月7日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価見直し